

神奈川県立近代美術館における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、公的研究費を使用する上での当館の構成員としての取組みの指針を明らかにすべきものとして、以下のとおり「神奈川県立近代美術館における公的研究費の使用に関する行動規範」（以下「行動規範」という。）を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。なお、構成員とは、当館に所属する研究者及び事務職員をいう。

1 構成員は、公的研究費の使用に当たって、当該費用の配分機関が定める各種規則、当館が定める規程等及びその他関係する法令等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとする。

2 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。

特に研究職の職員は、公的研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。

3 構成員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、当館におけるすべての教育研究に対して深刻な影響を及ぼし、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、適切に研究費の使用を行う。

附則

この行動規範は、令和元年 12 月 1 日から施行する。